壬生町まちなか新規出店促進事業補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年３月２３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　告示第３６号

　（趣旨）

第１条　この要綱は、空き店舗等を活用した店舗を開業しようとする者に対し、必要な経

　費の一部を補助することにより、魅力ある町並みをつくり、まちなかの賑わいを再生す

　ることで地域経済の活性化を図ることを目的とする壬生町まちなか新規出店促進事業補

　助金（以下「補助金」という。）の交付について、壬生町補助金等交付規則（昭和５０

　年壬生町規則第５号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定め

　るところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

　よる。

　(1) 空き店舗等　３月以上事業の用に供されていない店舗で、地上１階にあるもの。た

　　だし、同一建物に住宅部分を有する場合は、住宅部分と店舗部分が明確に分離できる

　　もの又は店舗を目的とした賃借できる既存の建物

　(2) 開業者　空き店舗等を活用した店舗を開業しようとする者をいう。

　（交付の対象地域）

第３条　補助金の交付対象となる地域は、壬生町内の都市計画法（昭和４３年法律第１０

　０号）第８条第１項第１号に基づく「近隣商業地域」とする。

　（交付の対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、開業者であっ

　て、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

　(1) 空き店舗等を自ら使用して事業を行うこと。

　(2) 出店する地域において、商店会が組織されているときは、その会に加盟すること。

　(3) 住所地（法人等にあっては主たる事務所）において市区町村税を滞納していないこ

　　と。

　(4) 資格や許認可を必要とする業種の場合、事業開始までに当該資格等を有すること。

　(5) 前条の対象地域内での移転でないこと。

　(6) 壬生町商工会の経営指導を受けていること。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象外とする。

　(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条

　　第２号の暴力団に関係する者

　(2) 空き店舗等の所有者若しくは当該所有者の３親等以内の親族又はそれらの者と生計

　　を一にする者

　（補助対象事業）

第５条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、開業者の行う事業

　であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

　(1) 開業後２年以上継続して行う予定であるもの

　(2) 小売業、飲食業又はサービス業（事業所を除く。）などのうち、まちなかの賑わい

　　づくりに資すると町長が認めるもの

　(3) 事業を行うにあたり、必要な許可を受けている又は受けられる見込みであるもの

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象としない。

　(1) 大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）の対象となる施設及び当該施設

　　内のテナント型店舗に係るもの

　(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）

　　第２条に定める営業であるもの

　(3) 補助金の交付申請前に事業を開始しているもの

　(4) 申請した年度内に事業の開始を行わないもの

　(5) その他町長が不適切と認めるもの

　（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号

　に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。ただし、国又は県等が交付

　する補助金若しくは助成金の対象となった経費は、補助対象外とする。

　(1) まちなか新規出店改装補助事業

　　ア　空き店舗等の改装及び設備に要する費用（当該店舗において行う事業に必要な範

　　　囲内のものに限る。）

　　イ　住宅部分を有する物件では、住宅部分と店舗部分を明確に区分するための工事に

　　　要する費用

　(2) まちなか新規出店家賃補助事業　空き店舗等の賃借に要する費用（店舗兼用住宅で

　　ある場合は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出するものとする。敷

　　金、礼金その他これらに類するものを除く。）

　（補助額）

第７条　補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

　(1) まちなか新規出店改装補助事業　開業前に実施した改装費の２分の１に相当する額

　　又は１００万円のうちいずれか少ない額

　(2) まちなか新規出店家賃補助事業　営業開始の日から１２か月分（営業日が１２月に

　　満たないときは、現に営業を行った月分）の賃借料の２分の１に相当する額とし、月

　　額５万円を限度とする。

　（交付の申請）

第８条　規則第４条の規定により、補助金等交付申請書に添える書類は、次に掲げるもの

　とする。

　(1) 事業計画書（様式第１号）

　(2) 収支予算書（様式第２号）

　(3) 市区町村税の完納証明書

　(4) 店舗位置図、店舗平面図、改装前写真

　(5) 事業計画に関する意見書（様式第３号）

　(6) その他町長が必要と認める書類

　（実績報告）

第９条　規則第１３条の規定により、補助事業等実績報告書に添える書類は、次に掲げる

　ものとする。

　(1) 事業実績書

　(2) 収支決算書

　(3) その他町長が必要と認める書類

　（補助金の請求）

第１０条　規則第１７条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、次のとおり

　とする。

　(1) まちなか新規出店改装補助事業

　　ア　交付決定通知書の写し

　　イ　見積書及び領収書の写し

　　ウ　改装の前後がわかる写真（カラーのものに限る。）

　(2) まちなか新規出店家賃補助事業

　　ア　交付決定通知書の写し

　　イ　領収書の写し

　（補助金の交付）

第１１条　前条の請求による交付は、次のとおりとする。

　(1) まちなか新規出店改装補助事業　店舗改装の完了及び事業の開始確認後

　(2) まちなか新規出店家賃補助事業　四半期ごとに該当月分を交付

　（補助金交付決定の取り消し）

第１２条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は

　一部を取り消すことができる。

　(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

　(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

　(4) 補助対象事業を遂行することができなくなったとき。ただし、次に掲げる場合は、

　　この限りでない。

　　ア　災害等により事業の継続が困難である場合

　　イ　その他事業を継続できないことがやむを得ないものと町長が認める場合

　（補助金の返還）

第１３条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該

　取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還

　を命ずることができる。

　（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　制定文　抄

　平成２９年４月１日から適用する。

様式第１号（第８条関係）

事　業　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は法人等の名称 |  |
| 店舗概要 | 所有者又は管理者の氏名及び連絡先 |  |
| 所在地 |  |
| 面　積 | 　　　　　　　　　㎡ | 家　賃 | 　　　　　　　　　　円 |
| 事業の概要 | 事業目的 |
| 事業内容 |
| 法令に基づく許認可について | 必要・不要 | 取得済・予定(　　月中) |
| 資格の名称等 |  |
| 事業実施までのスケジュール |
| 補助事業の計画概要 | 改装計画 |
| 家賃支払計画 |
| 本人に関する事項 | １　今回の事業に対する勤務経験（ 有・無 ）　通算　　年２　事業を行うに当たり必要な法令等に基づく資格（ 有・無 ）３　加盟予定の商店会の名称４　出店に際しての動機等 |

様式第２号（第８条関係）

収　支　予　算　書

（収入）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 予　算　額 |
| 自己資金 |  |
| 借入金 |  |
| 町補助金 |  |
| その他 |  |
| 合計 |  |

（支出）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 総事業費 | 補助対象経費 | 補助金交付申請額 |
| 内訳 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

様式第３号（第８条関係）

事　業　計　画　に　関　す　る　意　見　書

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画者 | 住所 |  |
| 名称及び代表者名 |  |
| 代表者の生年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 賃貸借物件の所在地 | 壬生町　　　　　 |
| 賃貸借物件の従前の用途 |  |
| 開業予定年月 | 　　　　　　　　　年　　　月 |
| 計画に関する意見※ | 開業準備状況 |  |
| 当初運転資金計画 |  |
| 設備計画 |  |
| 資金調達計画 |  |
| 収支計画 |  |
| 販売・仕入先 |  |
| その他助言事項※（税務・労務等） |  |
| 事業計画の妥当性※（総合評価） |  |
| 経営指導員名※ |  |

　※欄は、経営指導員が作成